

【書評】

岩永忠康著

『現代日本の流通政策—小売商業政策の特徴と展開—』

(創成社, 2004年10月刊)

加藤 義忠

I

『現代日本の流通政策—小売商業政策の特徴と展開—』(佐賀大学経済学会叢書12)と命名された岩永忠康氏の労作が、2004年10月に創成社から上梓された。1969年に福岡大学商学部を卒業された岩永氏は、九州大学経済学部研究生をへて、福岡大学大学院商学研究科に進学され、同大学院博士課程後期課程を終えられ、1986年に第一経済大学に専任講師として就職され、助教授に昇進された後、1998年に佐賀大学経済学部・同大学院経済学研究科に教授としてむかえられたが、氏はこの間マクロの社会的・経済的な視点を重視されつつも、ミクロの個別的・経営的な側面にも目をむけられ、いわば複眼的・重層的に現代流通経済を分析しようとする基本的なスタンスを一貫して取り続けられている。

このような基本的なスタンスに立って、岩永氏はすでに『現代マーケティング戦略の基礎理論』(ナカニシヤ出版, 1995年)や『マーケティング戦略論』(五絃舎, 2002年。なお、本書により2003年度に日本消費経済学会学会賞を受賞される)のマーケティング関係の労作を始め、流通や商業やマーケティングにかかる多数の編著や論文等の作品を世に問われているが、これまでに書きためられた流通政策にかんする論稿をもとに編まれた最新作としての『現代日本の流通政策』(本書により、2004年度に福岡大学より博士・商学の学位を授与される)のねらいについて、岩永氏はその「はしがき」において下記のように述べられている。流通システムは生産システムや消費構造といった経済的要因にくわえて、政府などの公的介入としての流通政策や情報技術の発展等による影響を受けて変化するといってよいが、その変化の渦中にあるわが国流通システムやそれをささえる流通政策にたいして、国内外から関心や批判が高まり、流通システムや流通政策を問い合わせることが求められている。このように問い合わせを主張される氏は、流通政策研究の主流は流通問題や政策課題を整理し、その対応策を提唱することにとどまり、流通政策の理論的・体系的な研究はきわめて少ないとの状況認識に立って、本書の具体的な課

題について「これまでの流通政策に関する研究を整理しながら、日本の伝統的な中小売商業政策ならびに小売商業調整政策を中心に分析することによって、日本の流通政策の主要な側面を解明することにある」（はしがき、4ページ）と記されている。

本書も第1作目や第2作目のマーケティング関連の書物と同様に力作であり、流通政策について研究しようとするさいには、必読の書であることはまちがいない。以下では、岩永氏の叙述の要点を紹介し、それにたいして若干コメントしようと思うが、それに取りかかる前に本書の章別構成を示しておく。

序 章 本書の分析課題と構成

第Ⅰ部 流通政策の基本的枠組

第1章 流通政策の基本的枠組

第1節 流通政策の概念

第2節 流通政策の主体

第3節 流通政策の形成要因

第4節 流通政策の目標と目的

第5節 流通政策の体系化

第2章 流通政策の役割と構造

第1節 流通政策の役割と国家

第2節 流通政策の構造

第3章 公的規制と規制緩和の動向

第1節 公的規制の根拠と課題

第2節 規制緩和の背景と根拠

第3節 流通における規制緩和

第Ⅱ部 日本の流通政策の特徴

第4章 日本の流通政策の特徴

第1節 日本の流通政策の特徴

第2節 日本の流通政策の転換

第5章 日本の流通政策の展開

第1節 戦後経済復興期における流通政策

第2節 高度経済成長期における流通政策

第3節 安定経済成長期における流通政策

第6章 日本の流通政策の形成過程

第1節 政策形成のメカニズム

第2節 大店法成立の過程

第Ⅲ部 日本の流通政策の展開

第7章 小売商業調整政策

第1節 小売商業調整政策

第2節 百貨店法

第3節 大店法成立と規制強化の方向

第4節 大店法規制緩和の方向

第5節 大店立地法と街づくりの視点

第8章 中小小売商業政策と街づくり視点

第1節 小売業の現状と存立基盤

第2節 中小小売業存立の根拠

第3節 中小小売商業政策の経緯

第4節 都市計画・地域政策的商業政策

第5節 商店街と街づくり施策

補論 現代日本の流通政策に関する文献研究

第1節 流通政策の基礎研究

第2節 現代流通政策の研究

終章 本書の総括と課題

第1節 本書の総括

第2節 残された課題

このような構成の本書の論述のポイントは、下記のとおりである。

II

岩永氏は序章において、本書の分析課題について次のように述べられる。わが国の商業・流通は市場競争を基本原理としながら、その領域を規制ないし促進する政府の公共政策としての経済政策や流通政策に大きく影響されて発展してきたから、流通政策の分析が欠ければ現代流通システムの十全な研究とはいえない。現実の流通政策は、一般に「生産構造や消費構造といった流通部門を取り巻く経済的条件に規定されながら、流通問題に対する政策主体としての政府の認識や望ましい流通部門の在り方についての政策的配慮といった政府の態度や行動ならびに政策形成や政策実践に圧力をかける各種利害集団の影響力としての政治的条件といった、その時々の経済的・政治的な状況を強く反映しながら形成されていく」(本文、1—2ページ)ということができるが、中小小売業に大きく依存して発展したわが国の流通ないし商業部門における流通・商業政策は、中小小売業をどのように扱うかがつねに主要なテーマであった。氏は、如上のような問題意識をもって現代日本の流通政策について具体的に分析のメスを入れられる。

第1章において、流通政策にかんする先行研究を整理されたうえで、岩永氏みずからの流通政策にかんする基本的な考え方を提示される。その第1節では、現代資本主義は一般に市場機構をとおして自由な経済活動だけが営まれているのではなく、経済活動への国家の介入が制度化され、寡占経済と国家の政治過程が不可分に結合した混合経済体制であると特徴づけられる。「この混合形態は、経済問題の調整機構として市場機構のみならず計画化機構をも含む混合形態をとっている」(9ページ)。なかでも、わが国では市場機構に委ねるよりも国家介入の比重が高い。したがって、わが国流通システムも政府の流通政策によって大きな影響を受ける。流通政策の対象には、商業や生産企業のおこなう取引流通のみならず物的流通もふくまれ、その核心は取引流通であるが、この取引流通を生産と消費の懸隔を架橋する活動として機能的視点からとらえるだけではなく、流通機能を担当する商業や生産企業などの制度的視点からも分析しなければならない。この流通政策の主要な側面は経済政策であるが、部分的に社会政策もふくまれる。上記のように書かれたうえで、岩永氏は「現実の流通政策の課題は、まず第1に現実の流通部門において生起する当面の矛盾ないし諸問題を解決することにある。さらに第2に現実の流通部門に対して新しい目標を設定し、より広範な視点から流通部門あるいは流通システムをどのように方向づけるかといったことも含まれる」(12ページ)と記述される。第2節において、岩永氏は資本主義における国家の役割が古典的な自由競争段階から現代資本主義へ発展するにつれてしだいに増大し、経済活動への国家の介入が強まり制度化される経緯を述べられた後で、「現代の流通政策は、国家ないし政府の公的介入・規制として、市場機構の有効性を維持しながら市場の失敗に対応するとともに、市場機構を補完する政治的調整機構として、現代の流通機構において重要な役割を演じている」(15ページ)といわれる。流通政策を形成する規定要因には、生産構造や消費構造という社会経済的要因にくわえて、流通政策の形成や政策実践に圧力をかける政治的要因があるとされ、第3節において氏は官僚機構と利益集団について考察する。官僚機構は流通政策をふくめた「現実の政策形成に最も規定的な影響を与える実質的な政策主体」(16ページ)であり、利益集団は「社会経済の変化や社会集団の利益を政府（国家）へ伝達し、他方では政府の意思や情報を社会に反映させ統制していく」という、いわば社会過程と政治過程を結び付ける役割」(17—18ページ)をになっていると把握される。第4節では、岩永氏は流通政策が経済政策の部分領域であるかぎり、流通政策は経済政策の目標と整合性をもたなければならないから、「流通政策において経済政策の諸目標のうち、資源配分の効率化および分配の公平ないし政策目標ないし政策課題が重要視され」(19ページ)、具体的に流通政策では商品の効率的な需給整合や流通活動の合理化や流通部門における競争秩序の維持といった目標が大切となり、しかも現実の流通政策では消費者の視点が優先されなければならないといわれる。そして、流通政策の目的は「流通政策の目標を達成するための『望ましい状態』を達成することにある」(21ページ)とされ、具体的には流通生産性、取引便宜性、配分平等性、競争公正性、社会環境保全性、都市機能の5つのものがあげられて

いる。第5節では、流通政策の目的による体系化と政府介入の方法や程度による体系化という2つの代表的な体系化を例示したうえで、岩永氏は次のように記述される。「流通政策は、あくまでも競争政策的市場機構を正しく補完しうる場合のみ是認されるのであって、万一、流通政策の実施によって、市場機構に任せた場合よりも効果が劣っている場合には、流通政策を解除ないし緩和しなければならない。最近の経済政策あるいは流通政策の潮流は、公的介入ないし規制を緩和することによって市場における競争原理を重視し、競争による経済の活性化ならびに消費者の利益を促進する方向に動いている。したがって、最近の規制緩和の動向には、日本経済の閉塞状態から脱却するための重要な政策課題として期待が集まっている。そのかぎりでは流通部門における公的規制、とりわけ経済的規制は緩和ないし廃止することが望ましいということになるだろう」(25—26ページ)。

第2章の第1節において、岩永氏はまず阿部真也氏の現代流通機構の考え方に対する立脚して、現代の流通機構においては寡占的製造企業の意識的で計画的な管理・支配活動としてのマーケティングによる私的流通組織とその全体としての配給機構が基本的な傾向として展開し、他方では大規模で寡占的な商業や多数の中小商業が相対的に自立した形態で存在しているといわれる。しかも、ここには競争的調整機構や独占的調整機構やネットワーク的調整機構、政治的調整機構が併存し交差して存在し、そのなかで大企業による独占的調整機構が支配的調整機構となっているが、政治的調整機構の比重がだいに高まっている。このように「現代の社会的流通は多元的重層的な流通機構と調整機構を特徴としている」(30ページ)ととらえられる。第2節において、氏は流通政策を5つの要素から構成されているものとして把握される。1つめは、資本主義本来の市場機構を円滑に機能させるための市場競争の維持や促進にかかる流通競争政策であり、現代流通政策体系においてもっとも重要なベースをなし、独占禁止法によって代表される。この独占禁止法は生産や資本の集積・集中の傾向やこれに根ざした寡占企業の独占的行動を阻止するものではなく、いちじるしく目にあまる独占・共謀・不公正な取引を阻止し、ある程度市場競争が有効におこなわれ、市場機構を回復させようとするものである。2つめは、流通部門における競争主体とりわけ中小商業が環境変化へ適応することを促進し援助する流通振興政策であり、これには流通近代化・システム化政策、中小商業近代化政策や中小小売商業振興法がふくまれ、流通競争政策を補完するものである。3つめは、特定の商業主体を規制することによって市場競争の維持・促進を図ろうとする流通調整政策であり、百貨店法や大規模小売店舗法いわゆる大店法や小売商業調整特別措置法いわゆる商調法がこれにふくまれるが、この政策も流通競争政策を補完するものとして位置づけられる。しかも、この「流通調整政策は、自由かつ公正な競争を制限するかぎり、保護主義的かつ競争制限的であり、その結果競争のもつ革新への刺激が損なわれる。そのために、非効率な中小小売業を温存させ、わが国の商業全体を停滞させ、経済全体の効率化を阻害させ、消費者に不利益をもたらすという側面が考えられる」(37ページ)。4つめは、卸売市場法や食糧管理法あるいは新食

糧法等の特定の業種・商品に限定された業種別流通政策である。5つめは、社会政策的流通政策であり、その代表的なものには大規模小売店舗立地法いわゆる大店立地法や消費者保護法がある。

第3章の第1節において、岩永氏は1970年代後半以降世界的な潮流となり、1980年代後半からわが国でも進展している規制緩和の基本的なねらいは市場原理ないし競争原理の回復であり、「国際化の視点に立脚して、内外環境に対応する新しい経済システムを長期的に構築するために不可避的なもの」(44ページ)であると認識され、規制緩和はすべての経済問題を解決するものではないとされながらも、基本的に規制は排除されるべきものであると主張される。そして、公的規制導入の根拠とその問題点が析出されている。第2節において、氏は規制緩和を日本経済の閉塞状態から脱却するためのもっとも重要な政策課題と位置づけられ、規制緩和が強調された背景や規制緩和の理論的な根拠としての新自由主義的な考え方について考察される。なお、規制緩和が取り沙汰されるさいには、主として公的規制の緩和が問題とされるが、「大規模・寡占企業の市場支配に基づく私的規制についてはさほど問題になっていないのが特徴の1つである。……独占禁止法の制度・運用を改めて競争政策の観点から規制強化すべき」(53—54ページ)であると述べられている。第3節では、わが国の流通政策においては基本原理ないし理念が不明確であり、そのためその時々の状況にあわせた政府の運用に委ねられる場合が多いが、これは大店法の運用においてもみられるとされたうえで、「消費者利益を配慮しつつ小売業の正常な発展をはかるという本来の大店法の目的を実現するためには、既得権や既存の業界秩序を固持しようとする中小小売業を保護・温存するのではなく、大型店に対する過度の規制を緩和して競争的市場構造を実現するとともに、中小小売業が効率的な行動を行いうるような競争条件を早急に整備することが必要であった」(55ページ)と書かれている。

第4章の第1節において、岩永氏は概略次のようにいわれる。政府の規制や助成に依存するという特質をもつわが国経済が、国際的地位や相互依存関係を高めるなかで、流通システムや流通政策への関心が国内外から高まり、議論や批判がなされ、流通政策の抜本的な改善ないし転換が求められ、なかでも規制緩和の流れが強まっている。わが国の流通政策は産業政策を補完する二次的な位置づけがなされ、しかも流通競争政策よりもそれを補完する流通調整政策や流通振興政策等の色彩が濃いという特徴を有するだけではなく、その基本的理念が不明瞭なうえに、その政策手段体系の内的かつ外的な関連において不整合性がみられる。第2節において、大店法の制定から改正大店法、大店法にかわる大店立地法の制定にいたる流通規制緩和の大きな流れを高く評価された後で、氏はそれとは逆の流通における規制強化の代表事例として、前記の独占禁止法による規制強化の一環としての流通系列化にたいする規制強化について考察され、「独占禁止法における流通系列化の規制条項を強化して、垂直的価格拘束のためのいろいろな手段に対して厳重な規制を行うことが不可欠であろう」(73ページ)といわれている。

第5章第1節において、氏は戦後復興期の流通政策は戦後の百貨店法や商調法にみられるよ

うに、商業のみを対象とするものであり、それは流通政策というよりもむしろ商業政策あるいは中小小売商業政策というべきものであり、しかも「中小小売業を潜在的な過剰人口のプールとして温存するために、その保護をはかるという社会政策的色彩を濃厚にもつものあり、中小小売業の産業的育成をはかるという視点は欠如していた」(80-81ページ)と記されている。第2節において、氏は1960年代前半にそれまでのわが国の伝統的な商業政策が、効率化と合理化を志向する流通近代化政策や流通システム化政策に代表される経済政策としての商業政策ないし流通政策へと大きく方向転換したとされる。流通近代化政策はスーパーの導入や中小小売商のボランタリーチェーン化等の集団化・組織化・協業化を推進し、商業の規模拡大による生産性向上と競争力強化を目指すものであり、「これはもはや中小小売業を保護しようとする政策ではなく、政府の近代化を意図する育成政策であり、そのための選別・淘汰政策であった」(84ページ)が、しかしこれはあくまでも商業政策の域をでるものではなかったと分析される。この流通近代化政策には商業を対象とするといった制約があり、これを止揚するために登場したのが流通システム化政策であるが、この政策は流通近代化政策を継承しつつ生産と消費をむすぶ流通活動そのものの合理化、すなわちその高度化・効率化を目指すものであり、本来の流通政策に値するものであると特色づけられる。そして、「自由競争を建前とする資本主義経済のもとにおいて、国民経済全般の流通システム化はとうてい実現不可能なことであって、結局、個別企業のシステム化に貢献するものでしかなかった」(87ページ)と記され、その限界を指摘される。第3節において、氏は低経済成長期の流通政策の特徴として「従来の経済効率性に加えて、地域社会との調和の面から社会的有効性の理念が導入された」(同上)点をあげられる。ここでは、相反する課題を追い求めるがゆえに、政策転換の必然性と政策の枠組みがきわめてあいまいなものになっているが、しかし依然として経済効率性追求、すなわち寡占企業本位の流通近代化政策がその軸となっていると述べられている。

第6章において、岩永氏はこれまでほとんど分析されることのなかった流通政策の形成過程にまで立ち入って論述されているが、その第1節で一般的に利益集団の調整過程ないし均衡過程としての「政策形成過程は、国家が市場に介入して自律性を發揮する過程として捉えられる。……この場合、国家と市場を媒介するものが官僚機構である。国家と市場の関係は、両者のインターフェースたる官僚機構において、具体的な姿となって立ち現れるということである。その意味では官僚機構が現実の政策形成に最も規定的な影響を与える実質的な政策主体（アクター）」(99ページ)であり、しかもアクター間の利益と政策アイディアの実現をめぐる相互作用として政策が形成されるといわれる。第2節では、氏はわが国の流通政策の形成過程の実例として大店法を取り上げて考察され、大店法の成立過程に大きな影響をあたえたアクターは、中小小売商団体や百貨店・大規模スーパー等の利益集団や政党ないし政治家や旧通産省あるいは地元商工会議所・商工会であるとされる。中小小売商団体はなかでも絶大な影響をあたえ、大型店出店の許可制を求めた。日本百貨店協会は、スーパー等も規制にくわえる点では中小小売

商団体と共同歩調を取りつつも、許可制を届出制にするなど規制緩和を要求し、他方日本チェーンストア協会は歴史の浅さや結束力の弱さもあって、当初は百貨店法の廃止をかけていたが、結局届出制を容認した。政党ないし政治家にとって票獲得は魅力だから、基本的に中小商業の保護・育成に傾く。旧通産省は各地の大型店紛争を静観し、可能なかぎり業界内での自主解決を望んだ。それゆえ、大型店紛争の利害調整は大規模小売店舗審議会いわゆる大店審や商工会議所、そこに設置された商業活動調整協議会いわゆる商調協に委ねられることになったのである。

第7章第1節において、岩永氏は「わが国では伝統的に、主として大型店に各種の規制を加えることによって、中小小売店との競争条件を調整しようとする小売商業調整政策がとられてきた」(117ページ)といわれ、第2節以下で戦前の第1次百貨店法や戦後の第2次百貨店法および大店法・改正大店法・再改正大店法、そして今日の大店立地法の成立経緯やそれぞれの特質等が順次分析される。第2節において、氏は次のように記述されている。中小小売商問題を背景として1937年に成立した第1次百貨店法は、基本的には中小小売商を保護するものであったけれども、他方既存の百貨店を保護する面ももちあわせていたが、戦時統制経済という特殊な状況下でその効果をほとんど発揮することなく、戦後の1947年に廃止された。その後しばらく、大規模小売商規制は独占禁止法によってなされたが、再び表面化した中小小売商問題を契機として1956年に第2次百貨店法が制定された。第2次百貨店法も許可制を取り、基本的に中小小売商を保護することによって「社会的な対立ないし矛盾やあつれきを調整し緩和する効果をもたらした」(123ページ)が、しかしこのことが中小小売商の自助努力による経営合理化の意欲を喪失させた。それだけでなく、この法も既存の百貨店を保護する面を有するから、その積極性をうばい、ひいては「わが国における小売業全体の革新ならびに発展を大きく阻害することになった」(同上)。第3節において氏いわく。スーパーの急成長によるいわゆる疑似百貨店問題が社会問題化する状況下で、百貨店法の改正が議論され、1973年に大店法が制定された。この大店法は、第1に消費者利益の配慮(保護)、中小小売業の事業機会の適正な確保(中小小売業の保護)、小売業の正常な発展つまり流通近代化の促進という3つの目的をもっているが、この3つの目的は必ずしも整合性をたもっておらず、第2に規制方式が百貨店法のいわゆる企業主義からいわゆる店舗主義にかわり、規制対象が拡大され、第3に認可方式が百貨店法の許可制から事前審査付届出制ないし勧告制に転換された点に特徴がある。なお、運用面にかんする問題として「商調協や事前・事々前商調協といふいわば地元民主主義方式を採用するかぎり、地元の中小小売業者の意見が一方的に受け入れられ、大型店の出店が極度に阻害されることが多かった。この場合、法の運用が著しく保護主義的に傾くばかりでなく、著しく混乱する可能性を含んだものとなった。そのため法律としては届出制にもかかわらず、実際に運用面ではきわめて許可制に近いものになった」(127—128ページ)ことにも言及されている。大店法は1978年に改正されたが、改正大店法では第1種と第2種に大規模小売店舗が分けられ、規

制基準面積が引き下げられたのにくわえて、第1種は通産大臣、第2種は知事というふうに調整権限の分割がなされた。この改正によってもハイペースでの大型店出店はおさまらず、中小小売商の大型店進出反対運動が激しくなるなか、1980年代前半に通産省は行政指導による大型店出店規制でそれに対応した。なお、この行政指導は大型店にとっても有利に働き、「実質的に大型店カルテルと同様の効果を發揮した」(131ページ)が、このことにも留意しなければならないといわれる。第4節で岩永氏は、次のように述べられている。1980年代後半から流通規制緩和の序曲が始まったが、大店法の規制緩和が明確に打ち出されたのは1989年の『90年代の流通ビジョン』においてである。ここでは、大店法の枠内での運用の適正化を図ろうとするものであった。その直後になされた日米構造問題協議において、大店法の規制緩和を大きく3つの段階をへて進めることができ、国際公約として表明された。第1段階は運用適正化措置を講じることであり、第2段階は大店法を再改正することであり、第3段階は再改正大店法を2年以内に見直すことである。大店法再改正のポイントは、第1に出店調整期間が適正化されたことであり、第2に公的調整体系が確立されたことであり、第3に第1種と第2種との種別境界面積が2倍に引き上げられ、知事の調整権限が拡大されたことであり、第4に地方自治体による独自規制の抑制等がなされたことである。しかも、これにくわえて施行後2年以内の見直しが附則にもりこまれた。第5節において、氏は大店法にかわって1998年に制定された大店立地法と街づくり視点とのかかわりについて考察され、あらまし下記のように記されている。大店立地法の制定とからめて、これを補完するものとして都市計画法が改正され、また大店法廃止による中小小売商問題とそれにもとづく中心市街地問題に対応するために、その見返りとして中心市街地活性化法も制定されたが、これらがいわゆる街づくり3法である。この結果、大型店出店調整は大店法にもとづく経済的規制から、「大店立地法に基づく地域社会との調和や街づくりという視点から交通・環境問題などを基準とした社会的規制へと調整方式の転換が行われたのである」(137ページ)。街づくり視点が明確に打ち出されたのは『80年代の流通産業ビジョン』(1983年)であり、ここでは経済的効率性の追求という視点にくわえて、社会的有効性という表現で新たな街づくり視点が提示されたが、その後『90年代の流通ビジョン』(1989年)では街づくり視点は若干の後退をみせたものの、『21世紀に向けた流通ビジョン』(1995年)では2つの視点があらためて再評価された。しかし、2つの視点は各ビジョンにおいて、「その強調の度合いや関連が明確でなく、ビジョンで提示された流通政策にも一貫性・統一性もみられない」(139ページ)。しかしながら、「各ビジョンで提示された経済的効率性と社会的有効性の理念は、同時・並列的に志向されるのではなく、社会的有効性が経済的効率性を含んだ理念として捉えなければならない。……この社会的有効性の理念は大店立地法の街づくり視点のなかにも強調されてきている」(140ページ)。なお、大店立地法には、(1)大店立地法が他の2法と矛盾なく機能するかどうか、(2)都道府県・政令指定都市等の街づくりにかんする能力や質はどのような状態か、(3)地元住民や消費者の参加による本来の民主主義行政のあり方がど

うなっているか、（4）社会的規制のたしかな基準が定められているかどうかといった問題点がある。

第8章第1節において、岩永氏は小売業一般の現状と存立根拠を確認され、第2節で中小小売業存立の根拠について経済的側面と社会的側面と政策的側面と主体的側面からとらえられたうえで、「現代資本主義経済における中小小売業は、基本的には大規模・寡占メーカーないし大規模小売業の発展と圧迫によって制約されているが、他方では寡占メーカーの経路戦略の一環としてかえってその存立が保障されている側面もある。さらに、それら大規模小売業の支配の及ばない分野で存立・発展する可能性をもっており、また政策的にも存続が保障されている側面もある。もちろん、中小小売業の存立が認められるとしても、個々の中小小売業の存続は決して容易なことではない」（156ページ）と述べられる。第3節において、氏は戦後の中小小売商業政策の展開について考察されている。戦後経済復興期においては、第2次百貨店法や商調法に代表されるように、「中小小売業を保護・温存する後向きの流通政策が実施され」（157ページ）、高度経済成長期では「流通政策は、生産部門の合理化に対応すべき流通ないし商業部門の合理化・近代化を政策課題とするものであり、その一環としての中小小売商業近代化政策が推進された。その意味では、この段階における中小小売商業政策については、本来の経済政策としての前向きの政策が推進された」（同上）が、安定経済成長期においては従前の経済的効率性にくわえて社会的・文化的機能をはたす社会的有効性を志向する「二元的な政策課題が求められる」（同上）ようになった。第4節において、岩永氏はドイツ、アメリカ、イギリスなどでおこなわれている都市計画・地域計画の視点からの商業政策について、ドイツの大型店出店調整を例に取って解説され、「市場で調整可能な分野では市場の競争秩序の維持に政策の重点を置き、市場で調整できない分野にかぎって公的機関の調整に委ねるという原則が確立している」（164—165ページ）と評されたうえで、日本の地域政策ないし都市計画視点からの商業政策の史的展開の分析に論を進められ、本格的にこの視点を取り込んだのは「80年代の流通産業ビジョン」からであり、近年その傾向が強まりをみせているとされる。第5節では、氏はまず中小小売業の集積としての商店街は、第1に小売業を中心とした店舗の集積地域であり、第2に人々の買い物の場であるだけでなく生活環境の場でもあり、第3に都市や地域にとって不可欠な施設であるという特徴を有することを確認されたうえで、商店街施策の展開について街づくり視点から論及され、「これからのかの『街づくり』や商店街活性化施策を行う場合には、地方自治体・地域商店経営者・地域住民が協力して、その都市・地域の歴史・文化・社会などに適応した街づくりや商店街の再建ないし活性化をはかっていかなければならない」（174ページ）と主張される。

補論において、岩永氏は「流通政策を主たる研究対象とした文献は意外に少ない。……しかも、ほとんどの場合、その時々の動向との関連で具体的かつ個別的な政策課題を対象とした研究に集中しており、他の領域と比べて理論的・体系的な研究は少ない」（179—180ページ）と

書かれた後で、流通政策の基本は市場競争の維持・促進を図る市場競争政策にあるという認識に立って、主として日本の、しかも1970年代以降の流通政策研究の展開についていくつかの側面ないし領域に分類され、簡潔な論評をこころみられる。第1節において氏は、まずわが国の商業政策ないし流通政策研究の展開傾向について、戦前と戦後しばらくは百貨店法や商調法の研究が中心であったが、高度経済成長期に流通政策研究が本格化し、その重心が流通近代化政策へと移り、さらに安定ないし低経済成長期には経済効率性と社会的有効性という2つの政策課題が目標とされ、今日では国際的視点ないし消費者視点からの新たな流通政策の体系化が要請されているといわれる。次に、流通政策の体系的な研究書について論評され、さらに流通政策の位置づけや役割のとらえ方の違いによって、5つのスタンスがあるとされる。流通政策を1つめは現代の社会的流通における調整機構の1つとして、2つめは市場競争の維持・促進の効率化を図るものとして、3つめは市場の失敗を外部から矯正・解決するものとして、4つめは産業政策の一環ないしそれを補完するものとして、5つめは資本主義体制を維持し、しかもとりわけ独占的な大資本の利益に奉仕するものとして位置づける考え方である。そして、流通政策の形成過程にかんする研究が紹介され、この種の研究はこれまで「軽視・無視されてきたいわばブラックボックス的な研究領域であったが、国際化の進展に伴って日本型流通システムを擁護する流通政策への関心や批判が高まるにつれ、また流通政策の国際比較のためにも不可欠な領域になってきている」(188ページ)と記されている。第2節において、岩永氏は現代流通政策の研究にかんして、独占禁止法を中心とする流通競争政策、百貨店法や大店法や大店立地法や商調法による流通調整政策、流通近代化政策や中小小売商業振興政策に代表される流通振興政策、流通規制緩和の流れのなかでいっそう強まりをみせてきた都市計画・地域政策的流通政策、近年活発になり、今後いっそう重要になるであろう日本型流通政策という5つの分野に分けてサーベイされている。

終章の第1節で岩永氏は本書のまとめをされ、第2節において独占禁止法等の流通競争政策のさらなる理論的・体系的研究ならびに流通政策内の流通競争政策とその他の諸政策との関連性のいっそうの解析、外国の流通政策との比較研究、流通政策の形成過程の質量両面でのより立ち入った考察といった3つの研究課題を提示される。そして、氏はわが国流通政策は、第1に産業政策ないし工業政策に従属した2次的政策として取り扱われ、第2に整合性と体系性に欠け、第3に行政指導優先的であるといった問題点をもっているが、今後流通規制緩和が進むなかで、流通秩序ないし流通競争政策の枠組み強化や産業政策志向の経済規制から生活者・消費者志向の社会的規制への政策転換や国際化ならびに生活者・消費者に対応した流通政策が強く求められることとなろうと力説される。最後に、「いまやグローバリゼーションが進展しているなかで国際的にも国内的にも、日本の流通政策それ自体についての抜本的な改善ないし転換が強く迫られているのである」(215ページ)と述べ、本書をむすばれる。

III

以上が、本書をかいづまんで紹介したものである。本書を編まれるさいに、できるかぎり重複部分を減らすよう努力されたとのことであるが、もう少し重複部分を整理していただければ、よりすっきりして読みやすくなり、読者の立場からすればありがたい。とはいって、本書で示された現代資本主義観や現代流通経済にかんする認識において、岩永氏と私は基本的に一致するといってよい。まず、この点を確認したうえで、順を追って少し分からぬところを指摘し、私なりに若干のコメントをつけようと思う。

第1に、岩永氏は現代資本主義を混合経済体制として認識し、そのなかで独占的調整機構が支配的調整機構として機能し、それを市場による競争的調整機構や国家による政治的調整機構等が補完するととらえられているが、もしそうだとすれば、近年の流通規制緩和政策に典型的にみられるような大規模商業企業の利益に貢献する国家のサポートの側面の分析をもう少し重視された方がいいのではないかろうか。したがってまた、流通規制緩和の考察にさいして、中小商業や消費者等のいわゆる弱者にたいしてどのような否定的な影響をおよぼしているかもみなければならないから、この流通規制緩和の現象を一面的に望ましいものというふうに把握すべきではないように、私には思われる。なお、このような氏の把握の基礎には、規制が緩和ないし撤廃されて自由かつ公正な競争が保証されれば、経済全体の効率化がもたらされ、消費者の利益にもつながるといった新自由主義的な考え方があるようだが、かりに経済全体の効率化がもたらされたとしても、その利益は消費者の利益になるとはかぎらず、氏も認められているように現代流通機構の主軸は配給機構であるから、主として大企業によって吸収されてしまうかも知れない。現実をみれば、ほとんどこうなっていよう。

第2に、氏は百貨店法や大店法を流通調整政策の範疇に入るものとしてとらえられているが、戦前と戦後の百貨店法はいうまでもなく、規制緩和が進んだ改正大店法においても、大規模小売商を規制することによって競争の速度を緩くして市場競争の維持・促進を図り、選別された中小小売商に効率的な行動を取りうるようにする流通調整的な側面のみならず、氏も「保護主義的」(37ページ)な面をもつものと認められているように、ある程度中小小売商を保護し、多くの国民の生活をささえる営業とみずからの生活を保証し、やむなく廃業する場合でも可能なかぎりソフト・ランディングさせるといった社会政策的な側面も有したので、両面をもつものとして把握すべきではなかろうか。しかも、百貨店法や制定当初の大店法には社会政策的な側面がより強くあらわれていたのである。

第3に、岩永氏は大店法の本来の目的について、第3章第3節では「消費者利益を配慮しつつ小売業の正常な発展をはかる」(55ページ)ことであると書かれているが、第7章第3節では「消費者利益の配慮(保護)、中小小売業の事業機会の確保、小売業の正常な発展つまり流

通近代化の促進という3つの目的を掲げている」(125ページ)と記述されている。しかし、大店法の目的の解釈としては、必ずしも正確ではないように思われる。大店法の第1条で、「この法律は、消費者の利益の保護に配慮しつつ、大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整することにより、その周辺の中小小売業の事業機会を適正に確保し、小売業の正常な発展を図り、もって国民経済の健全な進展に資することを目的とする」と規定されているが、ここでいわれる消費者の利益の保護は配慮すべき事柄であり、調整の中心は大型店の活動を規制することによって中小小売業を保護し、営業を保証し、小売業のバランスの取れた正常な発展を図り、そのことによって経済全体の健全な発達に寄与することであると解釈すべきではなかろうか。また、大店法において、その運用は実質的には許可制に近い状態にあったと記されているが、運用面において終始実質的に許可制に近い状態にあったわけではなく、そのような時期もあったというべきではなかろうか。

第4に、氏は大店立地法を第2章第2節では社会政策的流通政策の範疇のものとして分類されながら、第7章第5節では小売商業調整政策に入るものとして位置づけられており、取り扱いに食い違いがあるよう思われる。大店立地法ではそれまでの大店法等と異なり、周辺環境に配慮して出店し営業することが求められるから、大型店にたいする規制方式が大きく変わったことはたしかである。したがって、氏のいわれるような社会政策的流通政策あるいは環境政策的流通政策の側面をもつことはまちがいないが、しかし大店立地法においても大型店にたいする規制はいっそう緩やかになったとはいえ、出店地での一定の調整が必要だから、流通調整政策的な面はなお残されているとみるべきではなかろうか。

第5に、氏は寡占的製造企業の私的規制いいかえれば市場支配を緩和するためには、独占禁止法を強化して流通系列化にたいする規制を強めることが必要だと説かれており、私もこれにたいしてまったく異存はない。だが、この論理からすれば、公的な流通規制緩和にも異議をとなえるべきではなかろうか。なぜならば、大店法廃止等によってたしかに国家による公的な流通規制は緩和されることになるが、これによって小売部門での競争がいっそう激しくなり、そのなかで優位に立った寡占的大規模小売企業の流通支配が増強されることになるはずだからである。

第6に、岩永氏は大店法において認可方式が百貨店法での許可制から事前審査付届出制に転換したが、これは「百貨店法の原則不許可制から大店法の原則許可制へと転換したことであり、これによって原則不許可というきびしい規制が大幅に緩和されることになった」(126ページ)と書かれている。大店法による規制の度合いは百貨店法に比して大きく緩和されたことはまちがいないが、しかし氏のいわれるよう百貨店法は原則不許可制ではなく、一定の基準をみたせば原則として許可される方式である。この点について他の箇所で、第2次百貨店法の「制定後にも店舗の新設・増設の申請が急増し、かなりのものが許可された。このことは、第二次百貨店法が許可制のもとに無条件に制限されたのではなく、状況あるいは運用いかんでは百貨店

の開業や店舗の新設・増設をある程度促進させる効果があったということを意味している」(122ページ)と述べられ、氏自身も認められている。

如上のように、本書にたいして若干の論評をおこなったけれども、本書は現代流通政策を体系的・包括的に、しかも現代資本主義の特質や日本資本主義の発展等とかかわらせて理論的かつ歴史的により深く解明しただけではなく、流通政策の形成過程にまで立ち入って分析した労作の名に恥じない立派な書物であることはいうまでもない。ただ、今後終章で岩永氏が残された研究課題としてあげられた3点の究明を望みたい。ともあれ、本書が1人でも多くの人に読まれることを願ってやまない。